

第12回八街市農業委員会総会

平成23年11月21日
八街市農業委員会

平成23年第12回農業委員会総会

平成23年11月21日午後3時30分 八街市農業委員会総会を
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

1.出席者

- | | | |
|--------|----------|----------|
| 1.森 邦央 | 8.鈴木勝雄 | 15.井口政直 |
| 2.立崎義久 | 9.岩品要助 | 16.中川利夫 |
| 3.武藤 功 | 10.栗原十三男 | 17.加藤孝一 |
| 4.宮部 操 | 11.関口芳秀 | 18.石井とよ子 |
| 5.赤地達雄 | 12.小山優一 | 19.関端 旭 |
| 6.内藤富夫 | 13.飛田育男 | 20.菅野喜男 |
| 7.林 和弘 | 14.瀬山哲信 | 21.三須裕司 |
| | | 22.川野 繁 |

2.欠席者

なし

3.事務局

事務局長	藤崎康雄	主査補	山内裕義
副主幹	梅澤孝行	主査補	山浦美江子

4.議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(市許可)
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

5.その他

藤崎事務局長

開会を宣す。(午後3時30分)

川野会長

平成23年度第12回の総会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

この秋は大分11月20日にもなって、今まで一度しか霜が来ないという暖冬でございまして、野菜が育ち過ぎて、市場の方も大変安くなったということを聞いておりますけれども、この反動は、今度、年度末、正月にかけては、育ち過ぎた野菜は今度はなくなって、高くなるのではなからうかと思われまます。いずれにしましても、今年はずっと野菜や何かも、すべてが高く売れたようでございましたけれども、この暮れにきて、ちょうど野菜が安くなってしまったと。残念なことでございます。

さて、今月の案件については、農地法第3条、第4条、第5条、本体で12件、計画変更承認申請1件、合わせまして13件が提出されております。慎重審議をお願いしまして、開会のあいさつといたします。

ただいまの出席委員は22名でございます。この総会は成立いたしました。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いいたします。藤崎事務局長、お願いいたします。

藤崎事務局長

それでは、会務報告をいたします。

10月30日、日曜日。午前10時から八街市定例表彰式が八街市中央公民館で開催されまして、川野会長が出席しております。

なお、前委員でありました小出農業委員が表彰者として表彰されておりますので、ご報告いたします。

11月8日、火曜日。午後1時から農業経営基盤強化促進大会が千葉市の青葉の森芸術ホールで開催されまして、川野会長、三須副会長、中川副部長、林副部長、立崎副部長が出席いたしました。

11月15日、火曜日。午後1時から、急遽でございましたが、農業者年金事務の説明会を農業会議の花澤講師を招きまして、総合保健福祉センターの団体研修室で開催いたしました。出席者は、川野会長、三須副会長、関端部長、森委員、立崎委員、小山委員、林委員、赤地委員、栗原委員、菅野委員、宮部委員、瀬山委員、石井委員、岩品委員、内藤委員、飛田委員でございます。

同じく11月15日、火曜日。午後2時30分から部会の現地調査ということで、担当委員、三須副会長、関端部長、立崎副部長、岩品委員、内藤委員、飛田委員出席のもと現地調査を実施いたしました。

11月17日、木曜日。午後1時30分から部会の面接調査を市役所の第1会議室で実施いたしました。出席委員は、三須副会長、関端部長、立崎副部長、岩品委員、飛田委員、武藤委員でございます。

11月20日、日曜日。午前8時30分から第34回の八街市産業まつりが八街東小学校を会場として開催されまして、川野会長が出席しております。

以上でございます。

川野会長

次に、議事録署名委員の選任でございますが、議長から指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川野会長

異議なしということでございますので、こちらからご指名申し上げます。

今月は、議席番号9番の岩品委員、10番の栗原委員をお願いいたします。

議事に移ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての1番を議題といたします。

事務局、説明願います。梅澤副主幹、お願いいたします。

梅澤副主幹

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、市許可分についてご説明いたします。

なお、番号4番につきましては、11月16日付で取り下げ願が提出されましたので、ご報告いたします。

それでは、説明いたします。

番号1、区分売買、所在根古谷字湯明、地目田、面積431平方メートル、権利者事由は経営規模を拡大したい。義務者事由は経営規模を縮小したい。

以上です。よろしく申し上げます。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、飛田委員、お願いいたします。

飛田委員

報告いたします。議案第1号1番、農地法第3条申請に関わる調査報告について報告します。

申請地につきましては、市役所より南西方向に約5キロメートルに位置しておりまして、境界は確定しております。現況は耕作しておりまして、進入路は農道にて確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するか否かについて報告します。

権利者の所有している主な農機具は、トラクター1台、田植え機1台、軽トラック1台です。労働力は権利者及び世帯員が6名で、権利者は兼業であります。世帯員の両親が専業で農家を営んでおります。年間作業従事日数は権利者が100日、世帯員の両親がそれぞれ300日。技術力もあり、面積要件についても下限面積の50アールをクリアしております。現在、所有する農地は効率的に耕作しており、過去3年間において田んぼの規模縮小行為はなく、畑については、一部、利用集積で貸し付けておりますが、権利者は稲作農家であり、今回の申請も田

んぼの規模拡大でありますので、問題ないと思います。

また、周辺地域における農地などの農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。

その他、参考事項といたしまして、今回の申請は公図と現況がずれているため、申請地を権利者が取得することにより、実際の耕作者と一致し、問題の解決となります。

以上の内容から権利者及び世帯員などは、権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めたすべての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は農地法第3条第2項の許可基準をすべて満たしているということで、許可相当と判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第1号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

次に、2番、3番についてを議題といたします。

なお、4番については、事務局の説明のとおり、取り下げで処理をします。この2番、3番案件は、部会案件で農政部会2班に担当していただきました。班長の立崎副部長から報告をお願いいたします。

立崎副部長、お願いします。

立崎副部長

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、関連しておりますので、2番、3番を一括して説明いたします。

番号2、区分売買、所在八街字柵形、地目畑、面積2筆合計で8千552平方メートル。権利者の事由につきましては、農地を取得し、新規で農業生産法人となり、経営規模を拡大したいということです。義務者の事由につきましては、高齢で農業後継者もいないため、農地を売却したいということです。

番号3、区分売買、所在八街字柵形、地目宅地現況畑、面積991.73平方メートル。義務者の事由は、宅地を購入したが、現況が畑になっているため、農業を営む法人に売却したいということです。

それでは、部会の調査結果について報告いたします。

当日の出席委員は、農政部会第2班の岩品委員、飛田委員、関端部長、三須副会長。地元担当委員として武藤委員、それと私でございます。事務局から梅澤副主幹、森主査補が出席いたしました。権利者は代表取締役1名が出席し、義務者は都合が悪くて出席できませんでした。

それでは、最初に権利者が農業生産法人として、農地法第2条第3項に規定する要件を満たしているか否かについて報告いたします。

会社の形態は株式会社で、株式譲渡制限についても定められております。事業目的は農業の経営、農産物の生産、加工、販売など、農業及び農業に関する事業が入っており、そのほかの事業を行わないということです。この法人の主たる事業は農業であることを判断することができます。

次に、構成員及び業務執行権の要件についてでございますが、両方とも代表取締役1名で、法人が行う農業農作業に年間250日従事するというところでございます。

以上のことから、農地法第2条第3項に規定する農業生産法人の要件はすべて満たしております。

次に、農地法第3条申請について報告いたします。

農業生産法人化する理由は、これまで、市内で農産物の仲介、加工、販売を行っていたが、取引先が柔軟に対応できる供給体制を常に整えておくため、また、夏に時間が空くので、自社で自ら農産物の生産を手がけていきたいということがありました。

当該農地を選定した理由は、会社から近く、作業をするのに便利ということであります。

権利者の主な農業機械の所有状況でございますが、トラック1台、農具は一式所有しております。当初はトラクター、耕運機などは知り合いの農家のリースで対応するが、来年度中には必要な農機具は購入する予定だそうです。

労働力ですが、社員は12名から13名おり、そのうち契約社員2名と権利者は農業経験及び知識があるそうです。繁忙期はパートで対応し、今後は経営規模の拡大に応じて、パート等で対応したいということでありました。

申請地の営農計画については、自ら自宅から申請地までの距離で、約1キロメートル、車で5分、また、会社からも近いということです。作付計画は、露地野菜で当初は里芋とショウガ、その後はニンジンなどを連作障害を考慮しながら作付けていく予定だそうです。

出荷先は、現在と同様、大手青果市場やホームセンターなどだそうです。

面積要件についても、申請2件で合計面積が9千500平方メートルでありますので、下限面積もクリアしており、周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障がないと思われれます。

また、その他、参考事項として、法人の事業年度終了後3カ月以内に農業委員会へ農業生産法人の報告書を提出することについても了承をしているとのことでした。

以上の内容から、農地法第3条第2項の許可基準及び農業生産法人としての要件もすべて満たしておりますので、議案第1号2番及び3番については、許可相当と思われれます。

以上で調査報告を終わります。

川野会長

班長の報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。
質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。
議案第1号2番、3番は関連ですので、一括で、原案のとおり決定することに賛成の委員の
挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、2番、3番については、許可相当で決定いたします。
議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。
番号1、所在榎戸字方角台、地目畑、面積64平方メートルのうち48.88平方メートル
ほか1筆、計2筆の合計面積775.07平方メートル。目的、長屋住宅1棟用地。転用事由、
アパート経営により安定した収入を得たい。
なお、本件につきましては、本件の目的とは異なりますが、既に作業所及び駐車場として転
用済みであることから、始末書が添付されております。

以上です。

川野会長

それでは、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、三須副会長、お願いいたします。

三須副会長

調査報告をいたします。

一般基準ですが、場所は北小学校より南へ700メートルに位置し、公道により進入路は確
保されています。農地区分ですが、事務指針29ページのBに該当するため、第2種農地と判
断しました。代替性はないと思います。

計画面積ですが、775.07平方メートル、共同住宅1棟ということで、面積妥当と思
います。

資金は借入金にて賄う。小作人等、支障のあるものはありません。

周辺農地への支障ですが、周りはほとんど住宅地になっておりまして、問題ないと思
います。土地改良受益地ではないので、問題ないと思います。

ここは、ほぼ周りが住宅化されているところでございまして、何ら問題ないと思
います。

以上です。

川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。
質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。
議案第2号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。
次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。
事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてご説明いたします。

番号1、所在大関字居下、地目田現況畑、面積396平方メートルほか1筆、2筆の合計面積793平方メートル。当初目的、店舗及び専用住宅用地。承継目的、専用住宅用地。承継事由、妻の両親が店舗及び専用住宅で転用許可を受け、専用住宅1棟は建築し、居住しているが、店舗は断念したため、両親の老後のことを考え、実家に隣接している店舗予定地に自分が専用住宅を建築し、移住したい。

なお、本件は議案第4号1番に関連しております。また、本件につきましては、既に専用住宅2棟が建築済みであることから、当初の目的どおり履行されなかった旨の理由書、これは始末書の内容を含むものですが、この理由書が添付されております。

以上です。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。
この案件は、議案第1号1番と関連しておりますので、一括で説明をお願いいたします。
1番、武藤委員、お願いいたします。

武藤委員

調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地はJR榎戸駅から南へ約1.7キロメートルに位置し、県道に面しており、進入路は確保されております。

農地性としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針の29ページ、のBに該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は専用住宅用地ということですが、申請面積は346.22平方メートルであり、建築面積との関連においても面積妥当と思われます。資金につきましては、自己資金にて補う計画となっております。

申請地には、小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

また、隣接する農地はなく、土地改良受益地でもありません。

権利者は、店舗用として許可を得ていた申請地を農地法に定めた所定の手続をせずに住宅用地として利用しておりますが、深く反省しており、その旨の経過事由も添付されております。

また、隣地に居住する両親の老後を考え、申請地に住宅を建築したものと理由もあり、必要性についても認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準とも、本案件は何ら問題がないと思われます。

以上、調査報告を終わります。

川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第3号1番については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、1番については、承認することに決定いたします。

次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分使用貸借、所在大関字居下、地目田現況畑、面積396平方メートルのうち346.22平方メートル。転用目的、専用住宅用地。転用事由、現在、借家に居住しているが、妻の両親の老後のことを考え、実家に隣接している当該申請地に専用住宅を建築し、移住したい。

本件につきましては、議案第3号1番の関連案件であることから、同様の始末書が添付されております。

番号2、区分売買、所在八街字長谷、地目畑、面積233平方メートル。転用目的、専用住宅用地。転用事由、現在、両親と同居しているが、土地が借地で借地期限が迫っており、建物も老朽化しているため、当該申請地に二世帯住宅の専用住宅を建築し、移住したい。

番号3、区分一時転用、所在八街字三角地、地目畑、面積991平方メートル。転用目的、

仮設事務所及び駐車場用地。転用事由、現在、申請地の隣接地で特別養護老人ホームの建築を行っているが、打ち合わせをする場所と工事車両の駐車場がなく、不便が生じているため、当該申請地を一時的に仮設事務所及び駐車場用地として利用したい。

番号4、区分売買、所在朝日字竹里、地目畑、面積268平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積810平方メートル。転用目的、建売分譲住宅3棟用地。転用事由、建売分譲住宅3棟建築、販売。

番号5、区分売買、所在朝日字竹里、地目畑、面積273平方メートルほか4筆、計5筆の合計面積758平方メートル。転用目的、建売分譲住宅2棟及び道路用地。転用事由、建売分譲住宅2棟及び道路の建築、販売。

番号6、区分売買、所在砂字瀬田入、地目畑、面積267平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積354平方メートル。転用目的、専用住宅及び道路用地。転用事由、現在、アパートに居住しているが、子どもの成長に伴い手狭なため、当該申請地に専用住宅を建築したい。

番号7、区分売買、所在砂街瀬田入、地目畑、面積267平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積313平方メートル。転用目的、建売分譲住宅1棟及び道路用地。転用事由、建売分譲住宅1棟及び道路の建築、販売。

以上です。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

先ほど1番は説明済みですので、2番、3番、立崎委員、お願いいたします。

立崎委員

それでは、議案第4号2番の調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所から北東に0.8キロメートルに位置し、公衆用道路に面しており、進入路は確保されています。

農地性としては、住宅地に囲まれた小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針29ページのBに該当するため、第2種農地と判断しました。

次に、一般基準ですが、申請面積233平方メートルと宅地129.77平方メートルを合わせて362.77平方メートルで、面積妥当と思われます。

造成計画ですが、概ね現地盤で利用します。駐車スペース及び建物基礎部分は切土し、発生土で整地します。

用水、公営水道。雨水、浸透枡で宅地内処理、汚水・雑排水は合併浄化槽として既存前面道路側溝に放流。

資金の確保は、借入金で賄う計画になっています。

申請地には、小作人等、権利移転に伴い支障となるものはありません。

また、隣接農地の小作者はいません。

防災計画、通勤・通学時間帯は資材の搬入は行わないようにする。周囲に既存ブロックがあるので、土砂の流出はありません。

また、申請地は土地改良受益地ではありません。

これらのことから、立地基準、一般基準とも何ら問題ないものと思われま

次に、3番の調査報告をいたします。

申請地は市役所より北東に1.5キロメートルに位置し、市道に面しており、進入路は確保されています。

用途地域内の農地ですので、第3種農地と判断しました。

申請地は特別老人ホームの造成工事の打ち合わせ事務所及び駐車場用地です。

次に、事業計画ですが、敷地内にプレハブ事務所2階建て1棟、1階建て1棟、仮設トイレを設置し、駐車場には鉄板を敷き利用する。

土地の選定理由は、開発する区域内で工事現場事務所及び車両の駐車場用地が確保できないため、隣接地で大きさ、位置が悪く、この土地以外に便利な土地がないため。

汚水は簡易トイレを利用。上水道、雑排水は利用なし。

防災計画、工事中は開発区域と同様に、事故の起きないように努める。

隣接農地はありません。工事完了後は農地復元誓約書が添付されています。

以上のことから、何ら問題ないと思われま

以上で調査報告を終わります。

川野会長

続いて、4番、5番を小山委員にお願いいたします。

小山委員

議案第4号4番、5番について、調査報告を申し上げます。

4番、5番、ともに同一報告になりますので、よろしくお願いいたします。

まず、立地基準ですが、申請地は八街駅北西方向へ約1.3キロメートルの地点に位置し、申請地は市道に面し、進入路は確保されております。

資金の確保につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。

農地性ですが、事務指針28ページ、㊸のウに該当する第3種農地と判断いたしました。

申請地に対する隣接地に第三者所有の農地はありません。

申請地に対する被害防除計画ですが、周囲にブロック2段で設置し、土砂の流出を防ぐ計画で、雨水についても敷地内にて浸透させることになっております。

また、申請地は土地改良受益地ではありません。

これらのことから、4番、5番ともに立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われま

以上で調査報告を終わります。

川野会長

続きまして、6番、7番、菅野委員、お願いいたします。

菅野委員

議案第4号6番の調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は川上小学校から南東へ約250メートルに位置し、周辺は住宅地で一部赤道を含む、位置指定道路に接しており、進入路は確保されております。

農地性としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針29ページ、のBに該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は専用住宅用地ということですが、申請面積は道路用地を含め354平方メートルであり、建設面積との関係においても面積妥当と思われま

す。資金につきましては、借入金にて賄う計画となっております。

申請地には、小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

また、隣接する農地は義務者の所有地であり、土地改良受益地でもありません。

事業計画ですが、用水は井戸、汚水・雑排水は合併浄化槽、雨水は宅内浸透の計画です。

権利者は現在アパート住まいで手狭なため、申請地に住宅を建築したいとの理由もあり、必要性についても認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと思われま

す。次に、議案第4号、番号7の調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は6番と同じ川上小学校から南東へ約250メートルに位置し、番号6の隣接地でもあります。

周辺は住宅地で、一部赤道を含む位置指定道路に接しており、進入路は確保されております。

農地性としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針29ページ、のBに該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は建売分譲住宅1棟用地ということですが、申請面積は道路用地を含め313平方メートルであり、建設面積との関係においても面積妥当と思われま

す。資金につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。

申請地には、小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

また、隣接する農地は義務者の所有地であり、土地改良受益地でもありません。

事業計画ですが、用水は井戸、汚水・雑排水は合併浄化槽、雨水は宅内浸透の計画です。

権利者は市内を中心に建売住宅事業を展開しており、事業の妥当性についても認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題はないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第4号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、1 番については、許可相当で決定いたします。

次に、2 番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、2 番については、許可相当で決定いたします。

次に、3 番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、3 番については、許可相当で決定いたします。

次に、4 番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、4 番については、許可相当で決定いたします。

次に、5 番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、5 番については、許可相当で決定いたします。

次に、6 番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、6 番については、許可相当で決定いたします。

次に、7 番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、7 番については、許可相当で決定いたします。

会議中ではありますが、ここで、10 分間の休憩をいたします。

休憩 午後4時10分

再開 午後4時20分

川野会長

会議を再開いたします。

以上で、本日の審議すべき案件については終了いたしました。

ご苦労さまでした。

その他に移ります。

事務局からの連絡事項等、ございましたらお願いいたします。

藤崎事務局長、お願いいたします。

藤崎事務局長

それでは、まず、私の方から。本日、総会に先立ちまして、役員会を開催いたしました。内容につきましては、要望書というものが提出されまして、その要望書の取り扱いについてどうするかということで、ご審議をいただきました。

まず、その要望書について皆様に文面をご紹介しますと思います。

【要望書の内容に個人情報があることから掲載しません。】

それで、その要望書の取り扱いについてでございますが、どういう取り扱いにするかということで、役員会で決定したことをご報告いたしますと、総会において役員会で発表されている要望書の内容を報告していただきたい。それから、取り扱いについては、特にこの案件について農業委員会が回答するということはないということで、決定いたしましたので、ご報告いたします。

それから、続きまして、来月の予定でございますが、11月24日、木曜日、午前10時から転用事実確認現地調査、午後1時から農地相談ということで、担当委員は鈴木部長、石井委員、菅野委員ということになっておりますので、よろしくお願いします。

12月5日、月曜日、午後1時30分から転用事実確認現地調査ということで、担当委員、川野会長、森委員、関口委員ということで、よろしくお願いいたします。

12月14日、12月16日、ともに午後1時30分から14日が部会の現地調査、16日が部会の面接調査ということで、次回につきましては、農地部会の第1班からということになりますので、よろしくお願いいたします。

12月20日、火曜日、農業委員会総会。

12月22日、午前10時から転用事実確認現地調査。午後1時から農地相談ということで、担当委員、三須副会長、立崎委員、小山委員ということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

私の方からは、以上です。

川野会長

梅澤副主幹、お願いします。

梅澤副主幹

それでは、ご説明いたします。

先日は農業者年金の研修、お疲れさまでした。当日、欠席された方につきましては、部会で、また本日資料を配付いたしましたので、ご活用いただきたいと思います。

農業者年金の加入推進につきましては、委員の皆様大変だと思います。皆様の中には、旧制度、前の制度ですが、苦い思いをした方もいるようですので、個人的にいろいろ考えがあろうかと思います。しかし、農業者年金の加入推進活動は農業委員の仕事でもありますので、割り

切りましてお願いをしたいと思います。

推進活動は、あくまでも新しい制度を知ってもらおうということが主眼です。細かい説明が聞きたいということであれば、後日、農業委員会の職員、または農協の職員がお伺いします。私たち職員も説明にお伺いした際には、無理に加入は勧めません。現在の農業者年金制度を知ってもらおうのが目標でございます。

国民年金の掛け金が月額、今年度は1万5千200円、これに付加年金400円、さらに農業者年金の最低の金額が2万円でございます。合計で3万5千420円となります。また、これは夫婦で加入となりますと7万円を超える金額となりますので、子育てが一段落して少し生活に余裕ができたとき。また、老後の生活を考えたときに、老後のために保険でも入ろうか、貯金でもしようかと思ったときの選択肢の1つとして候補になればと思っています。

先日、研修でもお配りいたしました。幾つかの公的年金制度があり、それぞれ特徴があり、最終的には加入される方の判断となります。その判断の参考となるように制度のお知らせということで、取り組みをお願いしたいと思います。

なお、先日、研修終了後でございますけれども、配付資料の27ページに年金資産の運用実績ということで表がありました。平成14年度から新しい制度ができましたけれども、いきなりマイナス4.65パーセント、15年度は5.99パーセント、16年度は3.40パーセント、17年度が9.80パーセント、18年度3.27パーセントときましたが、19年度でマイナス4.73パーセント、20年度でマイナス9.25パーセントということで、これは大丈夫かなと心配する声がありました。ちなみに翌年の21年度につきましては、これは年金基金のホームページで確認いたしました。今度は一転してプラス9.14パーセント、22年度はマイナス0.06パーセントでありました。これにつきましては、運用ということで変動がございます。農業者年金は自分が掛けた保険料と運用益で65歳からもらえ、運用ではただいま説明したとおりに、プラスもありますけれどもマイナスもあるということで、長期的に運用されれば、プラスの運用益が期待できます。

なお、65歳の年金最低、65歳から年金をもらうというときに、運用成績がマイナスになったと、要は払った金額が割ってしまった場合に備える仕組みも導入しております。

この運用につきましては、当然、プラスもあるし、マイナスもあるということにつきましては、私たちが出向く際は説明する予定でもおります。あくまでも皆様が年金の制度を説明するというので、私たちも先ほど説明したように、無理に加入は勧めませんので、年金の推進活動をお願いしたいと思います。

続きまして、今日、こちらに資料、先だってブロック別農業委員の研修会が都合により欠席ということでしたが、資料の方をいただきましたので、お手元に資料を配付しておきました。

続きまして、農業委員手帳の配付でございますけれども、お手元に来年度の農業委員手帳を配付いたしました。開いて最初のページでございますが、身分証明書の欄に間違いかどうかの確認をお願いしたいと思います。

なお、もし間違いがありましたら、後で事務局に言っていただければ、訂正の方をいたしま

すので、ご確認の方をお願いしたいと思います。

また、写真はご自分でご用意いただければと思います。もし合うような写真があれば、うちの方に持ってきていただければ、貼り付けはいたしますので、よろしくお願いします。

藤崎事務局長

閉会を宣す。(午後4時40分)

議事録署名人

議 長

9 番

1 0 番